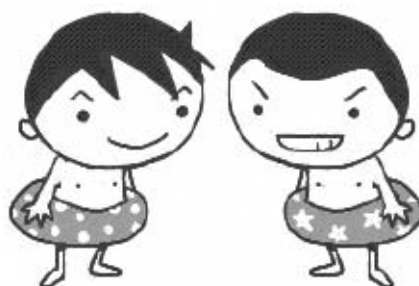
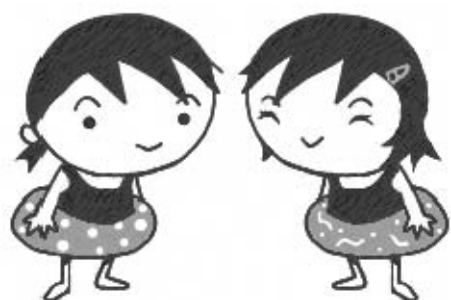


第9回 鹿児島県児童クラブ連絡協議会 総会

総会記念 講演会



- 日 時 **2015(平成27)年6月14日(日) 14:00受付 14:30～16:30**
- 会 場 **鹿児島市「県青少年会館・大ホール」**（鹿児島市鴨池新町1番8号／県庁前向い）
- 主 催 **鹿児島県児童クラブ連絡協議会**
- 共 催 **おおすみ学童保育の会 霧島市児童クラブ連絡会
薩摩川内市放課後児童クラブ連絡協議会**

○日 程

■開会あいさつ	14:30～14:40
■記念講演	14:40～16:00
講 師:永松 範子(ながまつ のりこ)さん /横須賀市学童指導員	
テーマ:学童保育指導員の専門性と資格	
ー子どもの心に寄り添い、働く親を支える学童保育指導員とは?ー	
【講師プロフィール】	
横浜生まれ。横浜で幼稚園教諭として10年間勤務。その後、横須賀YMCAにて18年間、幼児から中学生まで、水泳や体操・幼児教育等の指導にあたる。横須賀市の民設民営の学童保育所 岩戸大矢部学童クラブで、常勤指導員として勤務。19年目。現在に至る。	
現:横須賀市学童保育指導員会 会長	
◆意見交換	16:00～15:30

■ 記念講演

テーマ：学童保育指導員の専門性と資格

～子どもの心に寄り添い、働く親を支える学童保育指導員とは？～

講師：永松 範子（ながまつ のりこ）さん／神奈川県横須賀市指導員

1. 放課後児童クラブ（学童保育）の目的・役割

【私たちが求める学童保育の設置・運営基準（改訂版）】より抜粋

- ◎共働き・ひとり親家庭等の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の安心・安全な生活を継続的に保障する。
- ◎毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図る。
- ◎保護者の働く権利と家族の生活を守る。

2. 放課後児童健全育成事業（学童保育）の設備及び運営に関する基準（省令）について

◎これまで特段の定めがなかったが、国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定することになった。これにより、学童保育の役割や支援の内容を明らかにするとともに、学童保育の役割は指導員の支援により保障されるものであること、指導員に関わる基準（配置基準・資格）については法的に「最低基準」として定めることになった。

- ★ 従事する者及び員数…従うべき基準
- ★ 施設、開所日数、時間など…参酌すべき基準

3. 職員（指導員）の基準について

◎放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置する。（うち1人を除き、補助員の代替可）

- ※1 保育士・社会福祉士・教諭となる資格を有する者、2年以上児童福祉事業に従事した者等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県が行う研修を修了した者（※2）
- ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県が行う研修を修了することを予定しているものを含む。

◎保育士や教員免許などの有資格者であれば十分とするのではなく、放課後児童クラブ（学童保育）としての独自の研修が必要であると認められた。

◎支援員が行う育成支援については補助する補助員も、支援員と共に同様の役割を担うこと。

4. 放課後児童クラブ（学童保育）運営指針について

- ◎運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブ（学童保育）において、集団の中での子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要であるため、放課後児童クラブガイドライン（平成19年策定）の内容を見直し、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。（平成27年4月より適用）
- ◎最低基準ではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化した。
- ◎今後の学童保育は、市町村の定めた条例と「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて実施していくことが求められる。
- ◎都道府県が実施する「都道府県認定資格研修」の講義内容は、この「省令基準」と「放課後児童クラブ運営指針」の内容を理解することを基本として計画される予定。

5、放課後児童支援員等（指導員）の仕事・役割

- ◎子どもが自ら進んで学童保育に通い続けられるように援助する。
- ◎子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
- ◎子ども自身が見通しをもって、主体的に過ごせるようにする。
- ◎学童保育での生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ◎子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ◎子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、学童保育の生活に主体的に関わることができるようにする。
- ◎おやつを適切に提供する。
- ◎子どもが安全に安心して過ごせることができるように環境を整備し、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ◎学童保育での子どもの様子を、保護者と日常的に伝え合い、家庭と連携して保育を行う。

6、放課後児童支援員等（指導員）に求められる姿勢

- ◎子どもの身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心がける。
- ◎子どもの発達の特徴や成長過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら保育する。
- ◎保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援する。
- ◎仕事を進める上での「倫理」を自覚し、保育の内容向上に努める。

7、「専門性」って、そもそも何だろう？

- ★辞書によれば、特定の領域に関する高度な知識と経験のこと。それは権威を意味する側面と、職務遂行に必要なとされる職能を意味する側面がある と記載されている。
- ◎専門家は、過去の古い知識だけでは仕事は続けられない。
- ◎自分の仕事の持つ意味（学童保育の役割）が理解できているかを振り返る。
- ◎保育の実践を、自分の言葉で語れるように努力しよう。
- ◎保育の実践を通して、この仕事を確立すること。
- ◎大人にとって都合のよいルールで子どもを管理しない。
- ◎子どもを真ん中に、情報共有しながらチームを組んで仕事をする職場に。

8、学び続けることが、子どもの前に立つ「資格」

- ◎研修は、現場に活かしてこそ意味がある。考えるだけでなく、実行して初めて仕事になる。
- ◎放課後児童支援員等（学童保育指導員）は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって保育に当たる役割を担う。
- ◎資格認定研修を受けたのちも、学び続ける指導員に・・・。

まとめ

放課後児童支援員等研修事業実施要綱

I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）

1 趣旨・目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために実施するものである。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

2 実施主体

認定資格研修の実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村（特別区を含む。以下同じ。）、民間団体等に事業の一部を委託することができる。

3 実施内容

（1）研修対象者

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

（2）定員

1 回の認定資格研修の定員は、おおむね 100 名程度までとする。

ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね 100 名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。

（3）研修項目・科目及び研修時間数（24 時間）等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、都道府県の実情に応じて研修科目等を追加して実施しても差し支えない。

また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。

特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。

(4) 研修期間等

1回の認定資格研修については、原則として2～3か月以内で実施するものとする。
ただし、都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施しても差し支えない。

また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するものとする。

(5) 研修の教材

認定資格研修の教材は、別紙に定める内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。

(6) 科目の一部免除

都道府県は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

(7) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を発行することができるものとする。

(8) 修了評価

認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

なお、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価（判定）を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

4 実施手続

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

ア 受講の申込み及び受講資格の確認

都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により行うこと。

イ 受講者本人の確認

都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。

なお、①及び②の確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に周知する必要がある。

(2) 受講場所

認定資格研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講するものとする。

(3) 修了の認定・修了証の交付

都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕（様式第2号）を都道府県知事名で交付するものとする。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じたこと、又は修了証を紛失（又は汚損）したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- イ 虐待等の禁止（基準第 12 条）に違反した場合
- ウ 秘密保持義務（基準第 16 条第 1 項）に違反した場合
- エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6 留意事項

- （1）都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めるものとする。
- （2）都道府県又は本事業の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

7 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

8 費用の補助

国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の
項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等

【研修項目・科目と研修時間数（16 科目 24 時間〈90 分×16〉）】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5 時間・90 分×3）
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識（6.0 時間・90 分×4）
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5 時間・90 分×3）
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3 時間・90 分×2）
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3 時間・90 分×2）
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3 時間・90 分×2）
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

(別表 2-3) 子育て支援員専門研修（放課後児童コース）

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解				
①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	講義	90分	①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的 ②放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割 ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容	①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的を理解する。 ②放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。 ③放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。
②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等	講義	90分	①放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識 ②放課後児童クラブの社会的責任 ③利用者への虐待等の禁止と予防 ④放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携	①放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。 ②放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。 ③放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。
2. 子どもを理解するための基礎知識				
③子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達	講義	90分	①子どもの発達理解の基礎 ②発達面からみた児童期（6歳～12歳）の一般的特徴 ③子どもの遊びや生活と発達	①子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解する。 ②発達からみた児童期の一般的な特徴を理解する。 ③児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達の基礎を理解する。
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援				
④子どもの生活と遊びの理解と支援	講義	90分	①放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ②子どもの遊びと発達	①放課後児童クラブに通う子どもについて理解する。 ②子どもの生活における遊びの大切さを理解する。 ③子どもの自主性、創造性を

			③子どもの遊びと仲間関係及び環境 ④子どもの遊びと大人の関わり	大切にする遊びへの関わり方を理解する。
4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応				
⑤子どもの生活面における対応等	講義	90分	①子どもの健康管理及び情緒の安定 ②子どもの健康管理に関する保護者との連絡 ③衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応 ④子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容	①子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性を理解する。 ②子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。 ③食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する。 ④安全対策及び緊急時対応の必要性を理解する。
5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能				
⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理	講義	90分	①放課後児童クラブの仕事内容 ②放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理 ③放課後児童クラブにおける職員集団 ④運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）	①放課後児童クラブの仕事内容を理解する。 ②放課後児童クラブにおける職員集団と職場倫理を理解する。 ③人権の尊重と法令の遵守の必要性を理解する。

解説と資料

新制度で大きく変わる学童保育

<解説>

- 1 制度が大きく変わる背景には、学童保育の必要性和期待の高まり
- 2 子ども・子育て支援新制度で、学童保育はどう変わるか（全体像）
 - (1) 新しくできた「子ども・子育て支援法」によって何が変わるのか
 - (2) 児童福祉法の改定によって何が変わるのか
- 3 具体的な内容と課題
 - (1) 市町村が学童保育の実施主体となる
 - (2) 事業計画の義務づけ、事業計画に基づいて交付金が出される
 - (3) 学童保育の基準条例に基づいた実施
 - (4) 指導員に関すること、学童保育の内容と指導員に仕事に関わること
 - (5) 財政措置について
 - (6) 「地方版子ども・子育て会議」を活用して
 - (7) その他
- 4 「放課後子ども総合プラン」の推進と子ども・子育て支援新制度
- 5 よりよい学童保育をつくるための課題

<資料>

- 子ども・子育て支援法、児童福祉法などの関連法規
- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）
- 「放課後児童健全育成事業の実施について」（実施要綱）
- 「放課後児童クラブ運営指針」の策定の経緯及びポイント、概要
- 「放課後児童クラブ運営指針」（厚生労働省）
- 「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」
- 「認定資格研修ガイドラインQ&A」
- 2015年度の放課後児童クラブ関係・平成27年度予算の概要
- 2015年度の放課後児童健全育成事業等の補助単価
- 「放課後子ども総合プラン」等に係るQ&A ほか、30資料

発行 全国学童保育連絡協議会 2015年5月刊
頒価 1000円 A4判 170ページ

- ご注文は、全国学童保育連絡協議会または各地の学童保育連絡協議会へ
- 全国学童保育連絡協議会 TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765
<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

●問い合わせ：FAX送信先

鹿児島県児童クラブ連絡協議会事務局（青葉児童クラブ内）

〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久 2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

ホームページ：<http://m-jidouclub.com/krijidouren-index.htm>



携帯サイトです。
ブックマークに登録を！